

令和２年度予算概算要求の概要 (子ども家庭局)

「子育て安心プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた児童虐待防止対策及び家庭養育優先原則に基づく社会的養育の迅速かつ強力な推進、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づく子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

《主要事項》

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿整備・保育人材の確保等
- 2 子ども・子育て支援新制度の実施
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

- 1 児童虐待の発生予防・早期発見
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 虐待を受けた子どもなどへの支援

第3 ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）

《予算額》

(単位：億円)

会計区分	令和元年度 当初予算額	令和２年度 予算概算要求	増▲減額	伸び率
一般会計	5, 2 1 1	5, 0 8 4	▲ 1 2 7	▲ 2. 4 %
東日本大震災復興 特別会計	1. 5	3. 5	1. 9	+ 2 2 5 %

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

※ 令和元年度予算額は、臨時・特別の措置（188 億円）を除く。

※ 令和２年度要求額の減少は、児童扶養手当について、令和元年 11 月からの隔月支給（年 3 回→6 回）に伴い、令和元年度予算に 15 か月分を計上したこと等による。

令和２年度予算概算要求における社会保障・税一体改革による社会保障の充実等

※ 消費税率引上げに伴う社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」等については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）第 28 条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の重点化・効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

また、消費税引き上げ以外の 0.3 兆円超の財源の確保などについても、予算編成過程で検討する。

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

このほか、消費税率引上げの需要変動に対する臨時・特別の措置については、予算編成過程で検討する。

《新しい日本のための優先課題推進枠》

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備等（350 億円） 【別添 1】

- ・ 最優先の課題である待機児童問題の解消に向けて、「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育所等の整備を推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、ICT 導入支援による保育士の業務負担の軽減を図る。
- ・ 保育支援者が園外活動時の見守り等を行うことにより、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

児童虐待防止対策の総合的・抜本的な強化（127 億円） 【別添 2】

- ・ 児童虐待防止対策を強化するため、児童福祉司等の確保に加え、弁護士や医師、警察 OB の配置の促進などによる児童相談所の体制強化や、一時保護所の環境改善や体制強化を図るとともに、市区町村における見守り活動や訪問支援の充実を図るほか、児童虐待に関する情報共有システムの整備を進める。
- ・ 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安をかかえた若年妊婦等が必要な支援に確実につながるよう、NPO 等を活用したアウトリーチや SNS 相談、緊急一時的な居場所の確保等を行う。
- ・ 産前・産後で育児等の負担の多い多胎妊産婦を支援するため、多胎育児経験者家族による相談支援や育児サポーターの派遣による支援を行う。
- ・ 家庭養育優先原則に基づく特別養子縁組の推進や 24 時間の相談体制の整備など包括的な里親養育支援体制の整備、特定妊婦の居場所支援、児童養護施設等の退所者による自助グループ活動への支援など社会的養育の充実を図る。
- ・ 婦人保護施設に入所する DV 被害者等が同伴する子どもの教育体制の強化や心理的ケアの体制強化、婦人相談所における児童相談所等との連携等に必要な支援を実施する。

総合的な子育て環境の整備による少子化対策の強化等（40 億円） 【別添 3】

- ・ 新生児聴覚検査の実施率向上に向けて、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市区町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況、精度管理等の実施について支援するとともに、小規模の産科医療機関等における聴覚検査機器の購入に対する支援を行う。
- ・ 子どもの死因究明（Child Death Review）について、制度化に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業を実施する。
- ・ ひとり親家庭等の自立を支援するため、福祉事務所等に配置する母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上、母子生活支援施設を活用した相談支援体制の充実を図るとともに、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座費用に対する給付金の支給割合の見直し等を行う。
- ・ 若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、婦人相談所における SNS を活用した相談体制の整備や、一時保護が解除された者の自立に向けた支援の充実を図る。
- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの定員増を図る児童館整備に対して、補助率の嵩上げ（1/3→1/2）による支援を行う。

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保など、待機児童の解消に向け意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、不安を抱える若年妊産婦や多胎児妊産婦への支援の充実等を図る。

1. 保育の受け皿整備・保育人材の確保等

(令和元年度当初予算額) (令和2年度概算要求額)

1,084 億円 → 1,305 億円

※令和元年度当初予算額は臨時・特別の措置を除く(以下同じ)

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備を推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士宿舎借り上げ支援事業の拡充や ICT 導入支援による保育士の業務負担軽減を実施する。

(1) 保育の受け皿整備【一部推進枠】

- ・ 待機児童の解消に向け、保育の受け皿整備を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施するとともに、賃貸物件を活用して保育所を設置する場合の改修費等の補助について、定員規模に応じた補助基準額を設定し、保育所等の受入児童数の拡大を図る。

(2) 保育人材確保のための総合的な対策【一部新規】【一部推進枠】

- ・ 保育士宿舎借り上げ支援事業について、子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市区町村における対象者を10年目までのすべての常勤保育士に拡充するとともに、補助基準額を地域の実勢に応じた金額に見直す。
- ・ 保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務の ICT 化を行うために必要なシステムの導入費用を支援する。

(3) 多様な保育の充実【一部新規】

- ・ 医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、引き続きモデル事業として保育所等における、看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施するとともに、新たに医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を支援する。

(4) 保育所等の園外活動時の安全確保【一部新規】【一部推進枠】

- ・ 交通事故から次世代を担う子どものかけがえのない命を守るため、保育支援者が園外活動時の見守り等を行うこと等により、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

（５）認可外保育施設の質の確保・向上【一部新規】

- ・ 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- ・ 指導監督基準について、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

２．子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

（令和元年度当初予算額）

（令和２年度概算要求額）

97 億円の内数 → 115 億円の内数

※上記のほかは内閣府において要求

（１）教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善を実施する。

① 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

② 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（２）放課後児童クラブの受け皿整備

（一部社会保障の充実）【一部新規】【一部推進枠】

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021 年度末までに約 25 万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023 年度末までに計約 30 万人分の受け皿の整備に向け、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。また、放課後児童クラブの待機児童が発生している市区町村において、既存の社会資源を活用した整備を推進するため、放課後児童クラブの定員増を図る児童館整備に対して、補助率の嵩上げ（1/3 → 1/2）による支援を行う。

(3) 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の運営を支援する。

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

(4) 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

3. 子どもを産み育てやすい環境づくり

(令和元年度当初予算額) (令和2年度概算要求額)
268 億円 → 299 億円

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子 21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援【一部新規】【一部推進枠】

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。
 - ※ 「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府予算に計上)を活用して実施(一部社会保障の充実)
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査、産後ケア事業等を推進する。
- ・ 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNS を活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的な NPO によるアウトリーチ、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。
- ・ 妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、産科医療機関や乳児院、婦人保護施設等において特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所を確保するための経費を補助する。
- ・ 育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や相談支援を実施し、また、多胎妊婦や多胎育児家庭のもとへ育児等サポーターを派遣し、産前や産後における日常の育児に関する介助等や、相談支援を行う。
- ・ 健康教育事業において、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等に対し、わかりやすい講習方法や伝えるべき事項などの研修を行う。

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市区町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援するとともに小規模の産科医療機関等における聴覚検査機器の購入に対する支援を行う。

(2) 不妊治療への助成

- ・ 不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成を引き続き行う。

(3) 子どもの死因究明に係る体制整備【新規】【推進枠】

- ・ 子どもの死因究明（Child Death Review）について、制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援する。

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、一時保護所の環境整備、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

1 児童虐待の発生予防・早期発見

（令和元年度当初予算額）

（令和2年度概算要求額）

1,538 億円の内数 → 1,608 億円の内数

（1）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

【一部新規】【一部推進枠】（一部再掲）

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。
※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府予算に計上）を活用して実施（一部社会保障の充実）
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査、産後ケア事業等を推進する。
- ・ 妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、産科医療機関や乳児院、婦人保護施設等において特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所を確保するための賃借料の補助を創設する。

（2）子育て家庭へのアウトリーチ

【一部新規】【一部推進枠】（一部社会保障の充実）（一部再掲）

- ・ 市区町村において、地域とつながりのない未就園児等のいる家庭等への訪問支援を強化するため、育児不安のある家庭に継続的な訪問を行えるよう、補助を拡充する。また、訪問と併せて、育児用品の配布を行うなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組に対する補助を創設する。

2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（令和元年度当初予算額）

（令和2年度概算要求額）

1,585 億円の内数 → 1,655 億円の内数

※ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。（再掲）

（1）児童相談所の抜本的な体制強化等【一部新規】（一部推進枠）

- ・ 児童相談所及び市区町村において、児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、市区町村に

おける子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして各自治体に派遣する事業を創設する。

- ・ 常時、弁護士による指導又は助言のもとで対応できるよう、弁護士の配置及び計画的な人材確保を進めるための採用活動に係る補助を拡充する。
- ・ 児童相談所における医師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備及び自治体が行う医療機関従事者向けの研修について補助の拡充を行う。
- ・ 精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童福祉司等について、処遇改善に資する補助を創設する。
- ・ 中核市及び特別区における児童相談所の設置促進を図るため、増加する業務に対応するための補助職員の配置に係る補助や職員派遣の際の代替職員の確保に係る補助について拡充を図る。
- ・ 子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいよう、SNS を活用した相談体制整備を支援する。

（２）市区町村における取組の充実【一部新規】【一部推進枠】

- ・ 市区町村における相談支援体制の強化を図るため、引き続き、子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。
- ・ 民生委員・児童委員など、身近な地域住民に対する児童虐待防止対策に関する普及啓発活動を強化するとともに、地域における見守りの活動の活性化を促すため、要支援児童の居場所づくり等の取組に対する補助を創設する。

（３）一時保護児童の受入体制の抜本的強化【一部新規】【一部推進枠】

- ・ 一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、個別的な対応ができる環境・体制の抜本的強化を図る。加えて、一時保護している子どもが適切に教育を受けられる、また、学校等に通園・通学できるよう支援を拡充する。

（４）子どもの権利擁護の推進【新規】【推進枠】

- ・ 児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。このため、体罰の禁止や体罰によらない子育てについての社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与するよう、国において、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

（５）関係機関間の連携等【一部新規】【推進枠】

- ・ 都道府県間におけるネットワークの構築を含め、児童虐待に関する情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う。
- ・ 児童相談所において保護者支援プログラムの実施にあたり、専門医療機関や民間団体と連携した取り組みが推進されるよう補助メニューを見直すとともに、保護者が保護者支援プログラムを受講する際の費用にかかる補助事業、児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業を創設する。

- ・ 児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するため、児童相談所への警察 0B の常勤的な配置を進めるなど、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し支援につなげられるよう、子どもに関する安全確認を適切に行うことができる体制を確保するため、補助の拡充を行う。
- ・ 婦人保護施設において、学習指導員を配置するなど DV 被害者等が同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制整備や心理的ケアの体制強化を図る。また、婦人相談所において、DV 被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。

3 虐待を受けた子どもなどへの支援

(令和元年度当初予算額)

(令和2年度概算要求額)

1,584 億円の内数 → 1,653 億円の内数

※ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。(再掲)

(1) 家庭養育優先原則に基づく取組の推進【一部新規】【一部推進枠】

- ・ 里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォostリング機関における 24 時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へ駆けつけられる緊急対応体制を整備する。
- ・ 子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で里親委託ができるよう、この間の一般生活費や施設等へ訪問するための費用等に対する補助を創設する。
- ・ 養子候補者の増加や高年齢児への支援に対応するため、ソーシャルワーカーの加配に要する補助の創設など、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図るなど、特別養子縁組を推進する。

(2) 児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化等の推進

(一部社会保障の充実)【一部新規】【一部推進枠】

- ・ 児童養護施設等の職員の離職防止や新規職員の確保等の人材確保のため、また、施設内における暴力等への対応、外国人の子どもへの対応や夜勤業務への対応などのため、補助者を配置するための補助を拡充する。
- ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう、建物の改修期間中に発生する賃借料や原状復帰の際に必要な費用の補助を創設する。

(3) 自立支援の充実【一部新規】

- ・ 子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向け、児童養護施設等の退所者が集まり意見交換等を行える場を提供するため、NPO 等が社会的養護出身者を対象とした交流会等を開催するための経費や児童養護施設等の退所者が意見交換等を行える場所を、常設するために必要となる経費の補助を創設する。

第3 ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上や母子生活支援施設を活用した相談支援の実施によるひとり親家庭等への相談支援体制の充実、大学等に修学するひとり親家庭の子どもの修学資金等に修学期間中の生活費等を加えるなど、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、DV対応と児童虐待対応との連携強化や婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組の充実を図る。

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(令和元年度当初予算額)

(令和2年度概算要求額)

2,237 億円の内数 → 1,782 億円の内数

※令和2年度要求額の減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給（年3回→6回）に伴い、令和元年度予算に15か月分を計上したこと等による

(1) 支援につながるための取組

① 自治体窓口のワンストップ化の推進

- ・ ひとり親家庭等の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。
- ・ また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

② 相談支援の充実【一部新規】【一部推進枠】

- ・ ひとり親家庭等が抱える問題の解決に向けた相談、講習会の開催、ひとり親家庭の交流等を行うほか、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。
- ・ また、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談支援の実施、母子・父子自立支援員等の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助による相談員の専門性の向上を図り、ひとり親家庭等への相談支援体制の充実を図る。

③ 困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進（後掲13ページ参照）

(2) 生活を応援する取組

① 子どもの居場所づくりの実施

- ・ 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのため「子どもの生活・学習支援事業」を引き続き実施する。

② 自立を促進するための経済的支援【一部新規】

- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金等に修学期間中の生活費等を加える。

③ 養育費の確保等支援

- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を引き続き実施する。

④ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施【一部推進枠】

- ・ ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を図るとともに、定期利用の対象範囲を、小学生を養育する家庭まで拡大する。

(3) 学びを応援する取組

○ ひとり親家庭等への学習支援（学び直し支援）【一部推進枠】

- ・ ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する給付金の支給割合の見直しを行う。
- ・ ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

(4) 仕事を応援する取組

① 就職に有利な資格の取得支援等の就業支援

- ・ ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。
- ・ ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合に、自立支援教育訓練給付金からその経費の一部を支給する。

② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

【一部新規】【一部推進枠】

- ・ ひとり親個々の自立支援プログラムを策定の際、適切な支援方針の提示とともに効果的な資格取得を助言することができるよう、キャリアコンサルタントの養成講習を受講する経費を補助し、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上を図る。

2 困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進【一部新規】【一部推進枠】（一部再掲）

（令和元年度当初予算額）

（令和2年度概算要求額）

191 億円の内数 → 240 億円の内数

- ・ 若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNS を活用した相談体制整備を支援する。
- ・ 婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供や、見守り支援を行うための生活支援員の配置、モデル事業として実施してきた DV 被害者等自立生活援助事業の全国展開など、退所後支援の充実を図る。
- ・ 婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方公共団体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助の創設や、研修実施主体の拡大を図る。
- ・ 婦人保護施設において、学習指導員を配置するなど DV 被害者等が同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制整備や心理的ケアの体制強化を図る。また、婦人相談所において、DV 被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

・ 社会福祉施設等災害復旧費

（令和元年度当初予算額） （令和2年度概算要求額）

1.5 億円 → 3.5 億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、令和2年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）

（令和元年度当初予算額） （令和2年度概算要求額）

177 億円の内数 → 167 億円の内数

※被災者支援総合交付金の内数

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備等

【推進枠：350億円】

- 最優先の課題である待機児童問題の解消に向けて、「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育所等の整備を推進する。
- 合わせて、保育を支える保育人材の確保のため、ICT導入支援による保育士の業務負担の軽減を図る。
- また、保育支援者が園外活動時の見守り等を行うことにより、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

関連する政府の方針

【経済財政運営と改革の基本方針2019】

- 待機児童問題を解消し、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備を着実に進める。
- 医療・福祉サービス改革プランにより、ロボット・AI・ICT等、データヘルス改革、タスク・シフティング、シニア人材の活用推進、組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図ることにより、2040年における医療・福祉分野の単位時間サービス提供量について5%以上向上、医師については7%以上向上させる。
- 地域の安全対策を推進する。高齢者の安全運転対策や移動を支える施策を強化する。また、キッズゾーン（仮称）など未就学児が安心して歩行できる空間の確保を含め、子供が日常的に集団で移動する経路などの交通安全対策を推進するとともに、登下校時における子供の安全確保に取り組む。

児童虐待の発生予防・早期発見

- 親権者等による体罰の禁止について、広報啓発を行うための経費を創設する。
- 児童相談所における通告・相談に対応する体制強化等及びSNS等を活用した相談窓口への支援を推進する。
- 未就園児等に対する継続的な訪問や継続的な関わりが必要な家庭に対し、育児用品を配布するなど、子育てを支える事業を実施する。
- 特定妊婦の受け入れに当たり、居場所の確保先として、医療機関の職員住宅や近隣の住宅等が活用できるよう、賃借料への支援を実施する。
- 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対し、NPO等を活用したアウトリーチやSNS相談、緊急一時的な居場所の確保等を行う。また、孤立しやすく、産前・産後で育児等の負担が大きい多胎妊産婦を支援するため、多胎児の育児経験者による相談支援、育児サポーターの派遣等による日常育児に関する介助、外出補助等の支援を行う。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童相談所職員等が保護者支援に係る資格を取得する際や保護者が支援を受ける際の経費を補助するなど保護者支援プログラムの推進を図る。
- 児童相談所における弁護士や医師の配置等を支援する。
- 中核市等の児童相談所の設置促進に向け、中核市や特別区から都道府県等に対して、研修のために職員を派遣した場合の代替職員の配置に係る費用等の補助の充実を図る。
- 一時保護の受け皿の環境整備を促進するため、一時保護所や一時保護専用施設の整備の拡充を図る。また、一時保護中の子どももの通園・通学出来ない子どもたちの個々の学力等に応じた学習支援体制を確保を支援する。
- 児童相談所児童福祉司の処遇改善を図る。
- 児童委員・民生委員への研修や地域における児童虐待に関する普及啓発活動を強化する。また、地域における見守りの活動の活性化を支援する。
- 児童相談所の職員の専門性の向上や子ども家庭総合支援拠点の2022年度までの全市町村設置に向け、アドバイザーを派遣する。
- 全ての都道府県間で情報共有を行うためのネットワークの構築に向けた支援を実施する。
- 警察OBの配置を進めるなど、トラブル対応協力員や安全確認等対応職員の配置を支援する。
- 婦人保護施設において、入所するDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受ける体制の整備や、心理的ケアの体制を強化するとともに、安心・安全な通学に必要な支援を実施する。また、婦人相談所に、児童相談所等の関係機関と連携するためのコーディネーターを配置する。

家庭養育優先原則に基づく取組の推進

- 児童養護施設等の退所者が集まり、意見交換会等を行うなど自助グループの運営を支援する。
- 里親養育支援体制の更なる充実を図るため、24時間の相談体制・緊急対応体制を整備する。また、里親委託前に、子どもと里親の交流や関係調整を行う間の里親の経済的負担の軽減を図る。
- 増加する養子候補者の増加や高齢児への支援に対応するため、民間あっせん機関におけるソーシャルワーカーの加配など支援の拡充を図る。
- 児童養護施設等において、補助者の複数配置を可能とするとともに、心理業務や夜勤業務等に従事する補助者の配置を支援する。

総合的な子育て環境の整備による少子化対策の強化等

【推進枠：40億円】

放課後児童クラブの受け皿整備

○「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの定員増を図る児童館整備に対して、補助率の嵩上げによる支援を行う。

一時預かりの受け皿整備

○在宅の子育て家庭にとって、いつでも気兼ねなく集まり交流できる場において、子どもの一時預かりを利用できることが必要であるため、一時預かり事業単独で施設整備を行う場合を新たに補助対象とし、一時預かりの受け皿整備を推進する。

ひとり親家庭等の自立支援の推進

○母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上、母子生活支援施設を活用した相談支援の実施、ひとり親家庭への家庭生活支援員の派遣による生活援助等の充実、高等学校卒業程度認定試験合格のための給付金の支給割合の見直しなどひとり親家庭等の自立支援の推進を図る。
○児童扶養手当を適正に支給するため、地方自治体における受給者情報（年金の受給情報など）を円滑に把握するため、関連するシステムの改修に必要となる経費を補助し、児童扶養手当制度におけるマイナンバー制度の利活用を進める。

困難を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

○若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談体制整備を支援する。
○婦人保護施設退所後の地域生活への円滑な移行に向けて、生活資金の自己管理に係る訓練の充実や、見守り支援を行うための生活支援員を新たに配置する。
○婦人相談所による一時保護が解除された者に対して、随時相談や行政機関への同行支援など、自立に向けた支援を行うモデル事業の全国展開を図る。

新生児聴覚検査の体制整備

○都道府県が主体となり、医療機関・市町村における新生児聴覚検査の状況等の情報集約及び指導等を行う。また、助産所等の小規模の産科医療機関等における聴覚検査の実施を支援する。

保育の受け皿整備・保育人材の確保等

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備

【要求内容】

- 保育所や小規模保育等の施設整備費や改修費等について、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）
- 賃貸物件を活用して保育所を設置する場合の改修費等の補助について、定員規模に応じた補助基準額を設定 など

保育人材確保のための総合的な対策

【要求内容】

- 保育士宿舎借り上げ支援事業について、子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市区町村における対象者を10年目までのすべての常勤保育士に拡充
- 保育所等へのICT導入支援による保育士の業務負担軽減 など

多様な保育の充実

【要求内容】

- 医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を補助し、保育所等における医療的ケアを必要とする子ども等の受入体制の整備を推進 など

保育所等の園外活動時の安全確保

【要求内容】

- 保育支援者が園外活動時の見守り等を行うこと等により、子どもが集団で移動する際の安全を確保 など

認可外保育施設の質の確保・向上

【要求内容】

- 認可外保育施設等の質の確保及び向上を図る「巡回支援指導員」による園外活動等における安全対策の実地指導等の実施
- 認可外保育施設が設備面において認可基準を満たすために必要な改修費や移転費等の補助 など

関連する政府の方針

【経済財政運営と改革の基本方針2019】

- 待機児童問題を解消し、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備を着実に進める。
- 医療・福祉サービス改革プランにより、ロボット・AI・ICT等、データヘルス改革、タスク・シフティング、シニア人材の活用推進、組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図ることにより、2040年における医療・福祉分野の単位時間サービス提供量について5%以上向上、医師については7%以上向上させる。
- 地域の安全対策を推進する。高齢者の安全運転対策や移動を支える施策を強化する。また、キッズゾーン（仮称）など未就学児が安心して歩行できる空間の確保を含め、子供が日常的に集団で移動する経路などの交通安全対策を推進するとともに、登下校時における子供の安全確保に取り組む。

子どもを産み育てやすい環境づくり

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

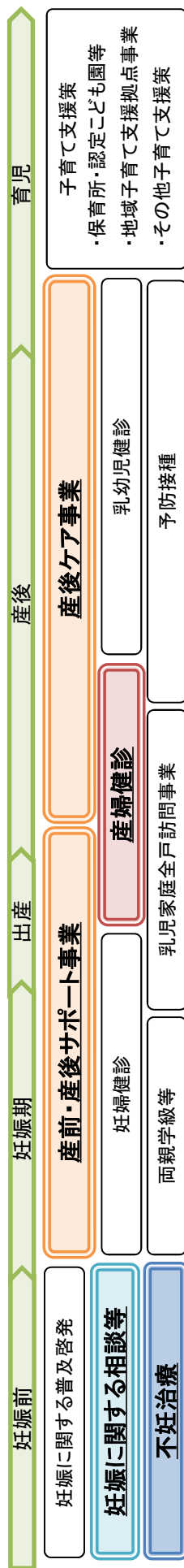
子育て世代包括支援センターの全国展開

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④ 支援プランの策定



子育て世代包括支援センター開設準備事業

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



生涯を通じた女性の健康支援事業

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るための相談支援等を行うとともに、予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPOによるアウトルーチや、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。

不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成を行う。

子どもの死因究明体制整備モデル事業

子どもの死因究明（Child Death Review）について、制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援する。

妊娠・出産包括支援事業

「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」等の実施に加え、育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や、相談支援を実施し、また、多胎妊婦や多胎育児家庭のもとへ育児等サポーターを派遣し、産前や産後における日常の育児に関する介助等や、相談支援を行う。

産婦健康診査事業

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等）を実施し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援する。

「児童虐待防止対策の抜本的強化」を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ協力的に推進する。

子どもの権利擁護

体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進【新規】

国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進するため、ポスターやインターネットなど、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施

児童虐待の発生予防・早期発見

若年妊婦等への支援・女性健康支援センター事業【新規・拡充】

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対してNPOがSNSを活用した相談支援等や、アウトリーチによる相談支援や緊急一時的な避難場所の宿泊支援を行うための経費の補助を新規計上

産婦健康診査事業・産後ケア事業【拡充】

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業、産後ケア事業等を推進する。産後ケア事業については、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

未就園児等全戸訪問事業【拡充】

未就園児等を対象として家庭を訪問する取組について、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問するための補助を拡充

子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。また、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

児童相談所全国共通ダイヤル（１８９）運用経費

児童相談所全国共通ダイヤルの運用にあたって必要となる設備の保守等に係る経費を負担

児童相談所体制整備事業【拡充】

- ①夜間・休日問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対応して、随時直接応じられる体制を整備するための補助を拡充（２４時間・３６５日体制強化事業）。
- ②相談者の更なる利便性の向上を図るため、SNS等を活用した相談窓口の開設・運用を推進（SNS等相談事業）

子育て支援訪問事業（仮称）【新規】

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につなげていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布を行うなど保護者が支援を受け入れやすくなる取組を支援する事業を新規計上

子どもの死因究明にかかわる体制整備【新規】

子どもの死因究明（Child Death Review）について、制度化に向け、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を新規計上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

国が実施する研修【拡充】

児童相談所職員の専門性の更なる向上を図るため、国が主催するブロッック単位の研修を開催する事業を拡充（子ども・子育て支援推進調査研究事業）

虐待・思春期問題情報研修センター【拡充】

児童相談所の業務や子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして自治体に派遣する事業を新規計上

法的対応機能強化事業【拡充】

常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置等に係る費用の補助を拡充

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司等の増員を図るとともに、弁護士や医師等の配置を促進するための補助を拡充

児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）【拡充】

小児科医、精神科医、法医学者など、事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図るため、自治体が行う医療機関従事者向けの研修に係る補助を拡充

医療的機能強化事業【拡充】

児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけでなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう補助を拡充

児童相談所児童福祉司処遇改善事業(仮称)【新規】

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童福祉司等について、処遇改善に資する補助を新規計上

官・民連携強化事業

児童相談所の業務の一部を民間に業務委託する場合の検討・準備にかかる費用等を補助

児童相談所設置促進事業【拡充】

中核市及び特別区等における児童相談所の設置準備に伴い、①増加する業務に対応するための補助職員の配置に係る補助、②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用についての補助、③児童相談所の設置を目指す中核市等へ職員を派遣する都道府県等に対する代替職員に要する費用の補助を拡充

次世代育成支援対策施設整備交付金【拡充】

一時保護所の施設整備に係る費用の補助を抜本的に強化

賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【拡充】

一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を確保するとともに、一時保護中の子どももの通園・通学を促進するため、賃貸物件を活用して一時保護専用施設を設置する際の改修に要する費用の補助の拡充及び改修中の賃借料に係る補助を新規計上

一時保護等機能強化事業【拡充】

一時保護が、子どもの安全確保のため、個々の子どもの状況に応じて、適時適切に対応できるよう学習支援やトラブル対応などに関する補助を拡充するとともに、一時保護所だけでなく、児童相談所に通訳等を配置した場合も補助対象となるよう補助対象を拡大

市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

民生委員・児童委員などへの研修や地域と連携した児童虐待に関する普及啓発活動の強化、要支援児童の居場所づくりなどを通じた見守りの活動を強化するための補助を拡充

DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所において、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置する事業を新規計上

同伴児童学習支援事業【新規】

婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どももついて、適切に教育を受ける体制を整備するため、学習指導員の配置や、教材や学習机等の環境整備に必要な補助を新規計上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

同伴児童通学支援事業【新規】

D V被害者等が同伴する子どもが、婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を新規計上

心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】

職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件を緩和（※）
※心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上いること
→常時1名以上いることに緩和

要保護児童等に関する情報共有システムの構築【拡充】

都道府県間のネットワークの構築を含め、全国統一の情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う。

保護者指導・カウンセリング強化事業【一部・新規拡充】

保護者の保護者支援プログラム受講費用にかかる補助事業及び児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業を新規計上。また、専門医療機関や民間団体と連携した取組が推進されるよう、補助メニューの見直しを行う。

児童の安全確認等のための体制強化事業（都道府県分）【拡充】

子どもに関する安全確認を適切に行うことができる体制（児童相談所への警察OB配置等）を確保するための補助を拡充

社会的養育の充実・強化

里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関における24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備

里親への委託前養育支援事業等【新規】

里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用を補助を新規計上

里親制度等広報啓発事業【拡充】

里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発をおこない、社会的認知度を高め、その推進を図る

養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

養親候補者の増加や高年齢児への支援に対応するため、ソーシャルワーカーを加配するモデル事業を新規計上するなど養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図るとともに、養親希望者手数料の負担軽減を更に充実

社会的養護自立支援事業等【拡充】

児童養護施設等の退所者が意見交換等を行う場所を常設するために必要となる経費の補助を新規計上

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業【拡充】

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう、改修期間中の賃借料や原状復帰の際に必要な費用の補助を新規計上

社会的養護出身者ネットワーク形成事業【新規】

子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築に向け、児童養護施設等の退所者が集まり、意見交換等を行う場を提供するため、NPO法人等が社会的養護出身者を対象とした交流会等を開催するための経費の補助を新規計上

※ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

- ・児童入所施設措置費等1,318億円の内数
- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業217億円の内数 **(拡充)**
- ・里親制度等広報啓発事業93百万円 **(拡充)**
- ・養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円
- ・里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業33百万円
- ・社会的養護出身者ネットワーク形成事業（仮称）12百万円 **(創設)**

I 包括的な里親養育支援体制の構築

- ・里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

<拡充内容>

- ・フォスタリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備するための費用を補助。
- ・里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用を補助。

里親

II 特別養子縁組の推進

- ・民間養子縁組あっせん機関に対して、研修受講費用、第三者評価受審費用等を助成するとともに、養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施する。

<拡充内容>

- ・社会福祉士等のソーシャルワーカーを加配し、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築するモデル事業の実施。
- ・養親希望者の手数料負担の更なる負担軽減の実施。

養子縁組

施設

III 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

- ・児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育の迅速かつ強力に推進する。

<拡充内容>

- ・産前・産後母子支援事業について、特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所づくりに係る賃借料を補助。
- ・施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務に対応するための補助者を配置するための費用を補助。

IV 自立支援の充実

- ・里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

<拡充内容>

- ・児童養護施設等の退所者が意見交換等を行える場所を、常設するために必要となる経費の補助を創設する。

自立支援

※児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

- ◆「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、母子・父子自立支援員等の相談に従事する職員等の専門性の向上等による相談支援体制の充実、母子父子寡婦福祉資金における修学資金等の貸付対象経費の拡充などにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。
- ◆婦人保護事業について、配偶者からの暴力（DV）被害など様々な困難を抱える被害者のニーズに対応した相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 母子家庭等対策総合支援事業
 - ◇母子家庭等就業・自立支援事業【拡充】
母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。
 - ◇ひとり親家庭等日常生活支援事業【拡充】
事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を図る。また、定期利用の対象範囲を小学生を養育する家庭まで拡大する。
 - ◇ひとり親家庭等生活向上事業【拡充】
ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談等を実施する。

困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進

- 児童虐待・DV対策等総合支援事業
 - ◇婦人相談員活動強化事業【拡充】
婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。
 - ◇婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】
婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供支援を新たに実施するとともに、民間団体を活用した事業委託が可能となるよう、運用の見直しを図る。
 - ◇婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】
婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、都道府県（婦人相談所を設置する指定都市を含む）で実施する専門研修について、婦人相談員を配置する市（特別区を含む）でも実施できるよう実施主体を拡大する。
- 婦人保護施設運営費補助金
 - ◇同伴児童学習支援事業【新規】
婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受けられる体制を整備するため、学習指導員を配置するとともに、教材や学習机等の環境整備に必要な補助を行う。
 - ◇心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】
当該事業の対象者（被害女性及びその同伴する家族等の合計10名以上）の要件緩和（常時1名以上に緩和）を図るとともに、婦人保護施設の職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図る。
 - ◇同伴児童通学支援事業【新規】
DV被害者等が同伴する子どもが、婦人保護施設から、小・中学校等に安心・安全に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助する。

- 母子・父子プログラム策定事業【拡充】
ひとり親個々の自立支援プログラムを策定の際、適切な支援方針の提示とともに効果的な資格取得を助言することができるよう、キャリアコンサルタントの養成講習を受講する経費を補助し、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上を図る。
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【拡充】
よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する給付金について、受講修了時の負担軽減を図るため、支給割合の見直しを行う。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】
ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、修学資金等に修学期間中の生活費等を加える。

- 婦人相談所SNS相談支援事業（仮称）【新規】
若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。
- 地域生活移行支援事業（ステップハウス）【新規】
婦人保護施設退所後の地域社会への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練を実施するとともに、見守り支援を行う生活支援員を新たに配置する。
- DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】
婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置する。
- DV被害者等自立生活援助事業【拡充】
一時保護退所後のDV等被害女性が、地域で自立定着するための支援の充実を図るため、モデル事業として実施してきた当該事業を本格実施に移行させ、自立支援を促進する。